

国家公務員医療職俸給表（三）の見直し

【改正趣旨】

「公的価格評価検討委員会中間整理」（2021年12月）において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされており、国家公務員の看護師について、職務の実態等を踏まえ、**管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師を適切に処遇し、これらの看護師がキャリアアップに伴いより高い職務の級に昇格できる環境整備を図る**

【改正内容(人事院規則改正)】

- ①3級に「副看護師長」を新たに規定
- ②3級に「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務」を新たに規定
- ③4級の代表的な職務として「看護師長」を規定

◆改正人事院規則：2022年11月18日公布 2023年4月1日施行

国家公務員医療職俸給表（三） 級別標準職務表の改正

改正前		改正後
1級	准看護師の職務	准看護師の職務
2級	1. 看護師の職務 2. 保健師又は助産師の職務	1. 看護師の職務 2. 保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務	1. 医療機関の副看護師長の職務 2. 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の副総看護師長もしくは副看護部長または困難な業務を処理する看護師長の職務	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務
5級	医療機関の総看護師長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長若しくは副看護部長の職務	医療機関の総看護師長若しくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長若しくは副看護部長の職務
6級	特に規模の大きい医療機関の総看護師長又は看護部長の職務	特に規模の大きい医療機関の総看護師長又は看護部長の職務
7級	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務